

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的責任を自覚しコンプライアンスを徹底し、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただけることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この目的を永続的に高い再現性を持って実現し続けるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低いため、招集通知の英訳は行っておりません。一方で、個人投資家の利便性向上の観点から、電子議決権行使の採用をしております。

招集通知を含めた英文開示については引き続き検討してまいります。

【補充原則1-2】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている方が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則2-4】

当社としては、多様性の確保に関する重要性は認識しております。

但し、当社の考え方にマッチした人材が活躍することこそが重要だと考えており、そのような人材を女性・外国人・中途採用者等の垣根を超えて活用しております。

一方で、人材活用の方針に沿って測定可能な数値目標を持ってしまいかえって柔軟な人材活用ができないとも考えており、当社としては敢えて目標等の作成・開示はしておりません。

【補充原則3-1】

当社は、海外投資家の比率が低いため、英語での情報開示・提供を行っておりません。一方で、将来的な株主構成の変化に向けて英語での情報開示・提供の重要性は認識しており、引き続き検討してまいります。

【補充原則3-1】

当社は、ESGやSDGsへの取組みが重要な経営課題と認識しております。当社は「サステナビリティ基本方針」を策定し、持続可能な社会の実現に貢献するため様々な課題に取り組んでおり、その内容を当社ホームページに掲載しています。

また今後、当社の経営戦略及び経営課題の整合性も意識しつつ、人的資本や知的財産への投資等について開示を行うことも検討してまいります。

【補充原則4-1】

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。ただし、代表取締役の選定にあたっては、人格・見識・実績等を勘案して適任と認められる者の中から選定することとし、取締役会は人事案の実施状況につき監督してまいります。

【補充原則4-2】

現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する具体的報酬額の設定された役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期的インセンティブを含む新たな制度については、今後の検討課題としております。

【補充原則4-2】

当社取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて「サステナビリティ基本方針」を策定しております。

一方で、人的資本・知的財産への経営資源配分や事業ポートフォリオに関する戦略については、今後検討してまいります。

【補充原則4-10】

取締役の指名および報酬等の重要事項を検討する指名委員会・報酬委員会は設置しておりませんが、将来的に設置を検討してまいります。ただし、現行の仕組みで適正に機能していると考えております。

【補充原則4-11】

当社では、取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、重要性を認識しており、2024年2月期より取締役会の実効性向上のために定期的な分析・評価を行っていくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.政策保有株式】

当社は現時点において、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引は行っていません。

仮に関連当事者間及び、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役が参加する当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成の支援及び企業年金の運用リスクの軽減を図るため、2019年4月より確定拠出年金制度を採用しております。

従業員の資産形成支援に向けて、教育内容の充実を進めており、入社後一定期間以上在籍の社員研修として確定拠出年金セミナーを実施し、資産運用を始めるにあたっての制度の基礎知識や、運用に関する注意事項等を周知しています。また、年に1度加入者全員を対象として、ライフプランを踏まえた、長期投資・継続投資・分散投資の重要性等について投資教育を実施しているほか、実態に即した効果的な教育となるよう、運用管理機関と連携し、運用状況のモニタリング結果に基づいて、都度教育内容の見直しを実施しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(i)

当社は、「企業理念」「行動規範」等をホームページにて開示しております。

(ii)

コーポレートガバナンスの基本的な考え方をコーポレートガバナンス報告書、当社ホームページ等にて開示しております。

(iii)

株主総会決議にて決議された報酬月額(取締役(監査等委員である取締役を除く。))は、月額300万円以内、2022年5月30日開催の第33回定時株主総会にて決議。監査等委員である取締役は、月額50万円以内、2022年5月30日開催の第33回定時株主総会にて決議。)の範囲内において、取締役の役位や実績等に応じて支給される基本報酬は、「役員報酬の決定方針」に基づき、代表取締役が決定しております。

(iv)

経営陣幹部及び取締役候補については、知識や経験、専門性を総合的に判断し、指名の手続きを行っております。監査等委員である取締役候補については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点などから総合的に判断し指名の手続きを行っております。

(v)

取締役の選任にあたっては、知識や経験、専門性を総合的に判断して選任しており、判断の要因である経歴につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載し開示しております。

【補充原則4-1】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ選任しております。

【補充原則4-11】

取締役の選任に関しては、当社の経営理念や考え方を理解・実践できることを基本とし、経験、知見及び能力等のバランス・多様性に配慮し総合的に検討を行っております。

社外取締役を含めたスキル・マトリクスにつきましても作成し開示しております。また、独立社外取締役には、自身が代表として企業経営をしている取締役や、他社の取締役を兼任することで企業経営に参画している取締役も選任しております。

【補充原則4-11】

社外取締役の他の上場会社を含む重要な兼任状況は、株主総会の招集通知や有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4-14】

取締役がその役割と責務を十分に果たすことができるよう、知識の習得及び役割と責務の理解促進に努めており、顧問弁護士が開催する研修会を定期的に開催しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、適時かつ公正な情報開示を行うこと、正確な情報を分かりやすく表現すること、開示情報の充実を図ることをIR活動の基本方針とし、本方針に基づいたIR活動を実施することで、株主・投資家の皆さまとの信頼関係を醸成し、企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。

(1)株主・投資家との対話につきましては、管理部IR担当が窓口として対応し、代表取締役が統括しております。

また、対話の方法につきましては、年2回の決算説明会を行っています。

(2)当社の事業内容に対する理解促進のため、当社ホームページ上でIR情報の発信を行っております。

(3)対話において掌握した株主や投資家の意見などは、取締役会にて報告する等、適切にフィードバックを行っており、

関係部署へのフィードバックも合わせて行い、情報の共有・活用に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 俊人	430,000	44.91
合同会社ヒトプラン	200,000	20.89
清田 貴臣	18,600	1.94
西村 静夫	13,000	1.36
新沼 吾史	7,700	0.80
荒谷 和宏	6,400	0.67
関口 貴士	6,100	0.64
小尾 誠	5,500	0.57
植竹 勝治	5,000	0.52
楽天証券株式会社	4,600	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無 松本 俊人

親会社の有無 なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は、令和5年2月28日現在の株主名簿を基に記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現状では支配株主との取引は行っておりませんが、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査等委員会の監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鳥羽 徹三	他の会社の出身者													
中村 勝典	公認会計士													
大山 亨	他の会社の出身者													
松田 由貴	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鳥羽 徹三			該当なし	鳥羽徹三氏は、上場会社で管理部門に在籍してきた経歴から、管理部門での幅広い知識や実務経験を有しており、その知識や実務経験に基づき当社の経営の監督・助言が頂けるものと判断し選任しております。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
中村 勝典			該当なし	中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験から、経営の監督・助言が頂けるものと判断し選任しております。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
大山 亨			該当なし	大山亨氏は、経営コンサルタントとして長年株式公開指導に当たっており、また複数の上場企業の社外監査役としての実績を積んでおられることから、経営の監督・助言が頂けるものと判断し選任しております。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
松田 由貴			該当なし	松田由貴氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する高い知見と経験から、経営の監督・助言が頂けるものと判断し選任しております。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査担当部門と連携し、内部統制システムを利用し監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査担当者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

具体的には、監査等委員である取締役と内部監査担当者として月次の定例会議を開催しております。また、監査等委員である取締役と会計監査人との会合に内部監査担当者も同席し、相互間で密接なコミュニケーションや意見交換を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。なお、取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

- (1) 企業理念を実践する優秀な人材を確保できる報酬制度とする。
- (2) 各取締役が担う機能・役割に応じた報酬体系とする。
- (3) 経営環境や業績を反映した報酬体系とする。

2. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、毎月の金銭報酬とし、個々の職責や貢献度、会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 個人別の報酬等の額の決定方針

(1) 業務執行取締役

当社は、任意の報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置していないが、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得た後に、取締役会で審議のうえ、代表取締役社長に一任する方法をとっている。代表取締役社長は株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、個々の職責や貢献度、会社の業績等を総合的に勘案して各人別の報酬額を決定する。

なお、業績連動報酬等の導入は行っていないが、当社にふさわしい役員報酬のあり方について、引き続き検討を進める。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬等は、業務執行の独立した立場から経営を監督及び助言する立場を重視し、固定の金銭報酬のみで構成する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、内部監査室及び管理部人事総務グループで行っております。

取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である管理部人事総務グループより事前配布し、社外取締役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。また、管理部人事総務グループより重要会議の議事、結果を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法に基づく機関設計として、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、内部監査室を設置しております。監査等委員である取締役4名は、すべて社外取締役を選任しており、外部の視点からの経営監査機能は有効に機能するものと判断しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を図っております。

1. 取締役会

当社の取締役会は9名（うち社外取締役4名）で構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の意思決定機関として経営方針やその他の重要事項について審議及び意思決定を行っております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名により構成され、そのうち4名全員が社外取締役であります。毎月1回の他、必要に応じて監査等委員会を開催しております。監査等委員は取締役会等の重要会議に出席し、監査等委員でない取締役の職務執行を監督するとともに、適法性及び妥当性の観点から監査を行う事としております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

3. 内部監査室

当社は代表取締役の直轄として内部監査室を設置、担当者1名を選任し、当社の業務監査を実施しております。内部監査担当者は、当社監査等委員や監査法人と連携を取り、当社業務の監視を行っております。

4. 会計監査人

当社は、RSM清和監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。

さらに取締役会に対する十分な監督機能を発揮するため、社外取締役4名を選任しています。また、社外取締役の4名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいりますが、当社ホームページ等への開示時期につきましては株主総会の3週間前に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にディスクロージャーポリシーを掲載し、開示方法、沈黙期間について公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を開催することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算と中間決算の年2回の決算説明会を定期的に開催することに加え、主要な機関投資家へは面談を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員、従業員が企業活動を通じて最優先すべき行動規範「vision」「mission」「value」「member」を定め、また各事業活動の基本的考え、原理原則を明文化した「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンス管理規程」を定め、不動産関連事業に従事する者として高い倫理観をもった行動について規定し、社内への周知・徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の本店所在地、埼玉県川口市からJリーグを目指しているサッカーチーム「アヴェントゥーラ川口」への協賛を行い地域密着企業として応援を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家の方をはじめ全てのステークホルダーに対し、経営方針や財務情報など適時適切に開示することを基本とし、社会から信頼される透明性の高い経営を進める方針であります。当社は、上記を明確にするため「適時開示マニュアル」を定め、適時開示体制を整備するとともに金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づいた情報をTDnet及び当社のホームページ内のIRサイトにて開示してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「内部統制システム構築に関する基本方針」を設定し、それに基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業価値の向上と、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として「行動理念」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社の取締役及び使用人はこれに従い、職務の執行にあたる。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」に定められた基準に従い、法令に基づき職務その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の執行を監督する。
- (3) 当社は、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス管理委員会」を設置し、重要な問題を審議するとともに、コンプライアンスの維持・向上を図り、当社の取締役及び使用人への啓蒙・教育を行う。
- (4) 法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。また業務上の報告経路の他、社内外から広く情報の入手が図れるようサービスに関するお問合せ窓口等の通報制度を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (5) 代表取締役社長直轄の内部監査担当を置き、当社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスクを総括的に管理する。
- (2) リスク・コンプライアンス管理委員会では、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項に関する意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 業務の運営については、中期経営計画及び年次経営計画を立案し全社的な目標を設定する。職務執行が効率的に行われるよう各部門会議等の会議体を通じて、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- (3) 代表取締役社長は、ITを活用した情報システムを構築するため、「IT戦略基本方針」を定め、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置付け、取締役会が定める「財務報告の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、適切な人員を選定することができる。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の同意を要するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制、監査等委員の職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 取締役及び使用人は、法定事項の他以下の事項を監査等委員会に報告する。
当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
当社の内部監査部門の活動概要
当社の内部統制に関する活動概要
リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況。
- (2) 当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として当社の不利な取り扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。
- (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査等委員と内部監査人、会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- (3) 監査等委員は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ取締役及び使用人に対し、その説明を求めることができる。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に

周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、代表取締役名による「反社会的勢力排除宣言」において、反社会的勢力とは決して関わりを持たずまた不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 「反社会的勢力排除宣言」及び「反社会的勢力排除規程」を制定し、全ての役員及び従業員に周知を徹底しております。また「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力からの不当要求等への組織的な対応体制等を定め研修等で周知徹底を行っております。

(2) 反社会的勢力の排除を推進するために各部門に不当要求防止対策担当者を設置し、不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、速やかに対応できる体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力調査マニュアルに基づき、新規取引先においては取引開始前に、既存取引先については年1回の頻度で、反社会的勢力との関係に関する確認を行っております。また取引の基本契約書に反社会的勢力との関係排除に関する条項を設け、反社会的勢力の排除に努めております。

(4) 反社会的勢力からの不当要求に備え、所轄警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、株主、顧客、取引先、従業員等の利害関係者に対して経営責任と説明責任を果たし、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性を担保するための組織体制を整備し、適切な情報開示を行うとともに透明性の高い経営に取り組むことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

1. コーポレート・ガバナンス体制

[コーポレート・ガバナンス体制(模式図)]をご参照ください。

2. 適時開示体制

当社は、会社法、金融商品取引法等の関係法令及び当社が株式を上場している東京証券取引所の定める適時開示規則に従い情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない非財務情報を含む会社情報につきましても、投資判断に有用であると判断した情報に関しましては、適時性と公平性を考慮しながら自発的な開示に努めます。

【会社情報の審議と開示手続き】

(1) 決定事実・決算に関する情報

決定事実に関する重要な情報については、所管部門から管理部に報告され、管理部での審議の後取締役会に上程し、決議後速やかに情報開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

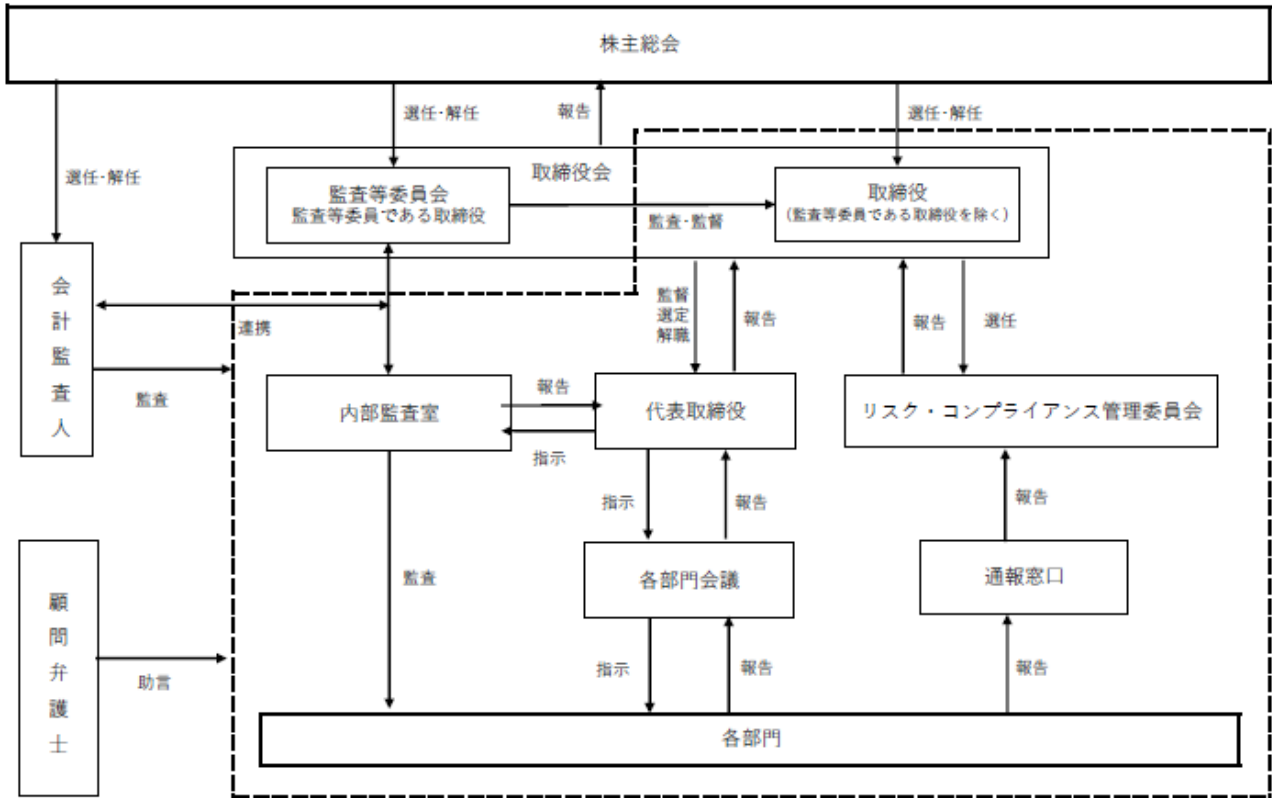
重大災害や訴訟の提起等の重要な情報については、該当事項を認識した所管部門から管理部に報告され、情報開示担当役員である取締役管理部長並びに代表取締役へ報告の後、取締役会での決議または、代表取締役の指示に従い速やかに情報開示を行います。

【情報取扱責任者とその役割】

適時開示規則に定める情報取扱責任者に関しては、取締役管理部長がその任に当たり、当該規則に定められた職務を担当し、証券取引所と随時協議し、最善の情報開示に努めてまいります。

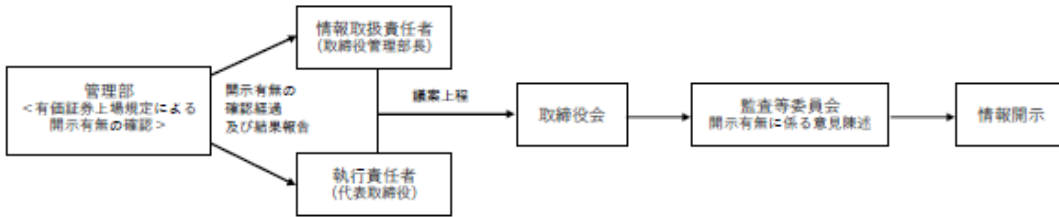
[適時開示体制の概要(模式図)]をご参照ください。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 当社に係る発生事実に関する情報等 >

